

この届出（被扶養者異動届）に添付して提出するもの一覧

添付していただく書類は、すべて「コピー」でも受付いたします

対象者	対象者の状況	添付書類の種類								
		○は必須 △は必要に応じて								
		収入証明①	収入証明②	収入証明③	年金振込通知書	退職証明	雇用保険受給者証	在学証明	同居証明	送金証明
1 配偶者	無職・給与所得者	○			△	△	△			△
	給与所得以外の所得者		○		△	△	△			△
2 子	義務教育終了前			△					○	
	昼間部の学生			△					○	
	無職・給与所得者	○		△	△	△	△			△
3 父母 祖父母	給与所得以外の所得者		○	△	△	△	△			△
	無職・給与所得者	○		△	△	△	△			△
4 配偶者の父母 配偶者の祖父母	給与所得以外の所得者		○	△	△	△	△		○	
	無職・給与所得者	○		△	△	△	△		○	
5 配偶者の子	義務教育終了前			△					○	
	昼間部の学生			△					○	○
	無職・給与所得者	○		△	△	△	△		○	
	給与所得以外の所得者		○	△	△	△	△		○	

添付書類	
<p>●扶養になることのできる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と同居の場合 被扶養者の年収が130万未満で、かつ被保険者の収入の半分未満の場合。 ・被保険者と同居でない場合 被扶養者の年収が130万未満で、かつ被保険者からの仕送り額より少ない場合。 <p>※60歳以上または障害年金受給者は年収180万未満になります。</p>	
収入証明①	<p>◆収入に関する公的な証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「課税（非課税）証明書」や「所得課税証明書」などは、各市区町村役場によっては書式・内容が異なります。必ず収入の内訳がある書式のものをご用意ください。
収入証明②	<p>◆確定申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者でなく営業所得、不動産所得等がある場合は、確定申告書（第一表、第二表、損益計算書又は、収支内訳書）をご用意ください。
収入証明③	<p>◆配偶者の収入に関する公的な証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦共同で扶養している場合は、配偶者の収入に関する公的な証明書をご用意ください。
年金振込通知書	<p>◆直近の年金振込通知書（老齢年金、障害年金、遺族年金等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金を受給している場合は、受給している年金（老齢年金、障害年金、遺族年金等）全ての振込通知書をご用意ください。
退職証明	<p>◆退職証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職した場合は、退職証明書もしくは、離職票、また自営業だった場合は、廃業証明書等をご用意ください。
雇用保険受給者証	<p>◆受給終了表示のある雇用保険受給資格者証（両面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の受給が終了した場合は、受給終了表示のある雇用保険受給者証（両面）をご用意ください
在学証明	<p>◆学生証又は在学証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間部の学生（大学生・予備校生・専門学生・高校生等） （昼間部の高校生は職業欄に学校名、学年を記入すれば省略できます）
同居証明	<p>◆同居のわかる住民票（3か月以内に発行されたもの）</p>
送金証明	<p>◆別居の扶養家族に送金（仕送り）していることがわかる通帳等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別居している家族を扶養する場合は、送金（仕送り）をしていることがわかるものが必要となります。 <p>通帳の写し、または振込票の写し等をご用意ください。</p>

●夫婦共同で扶養している場合について

健康保険の被扶養者は、収入の多い被保険者の扶養になることとなっております。

子、父、母の扶養認定をする場合に配偶者の収入証明の添付漏れが多いのでご協力お願いいたします。

※配偶者が被保険者の被扶養者になっている場合、当組合の被保険者として加入している場合は添付書類を省略できます。

※配偶者の収入に営業・不動産所得等がある場合、追加で確定申告書が必要です。

●学校法人以外の学生、定時制・通信制の学生について

無職・給与所得者または給与所得以外の所得者と同様の扱いになります。